

第2節 教育・保育の需要と提供体制の確保

ア 「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」

県全体及び設定した10区域について、認定区分ごとの教育・保育の需要と提供内容を定めます。

教育・保育の需要は、就学前児童がいる保護者に対し、市町村が実施した利用希望調査等のアンケート調査の結果をもとに算出した「市町村子ども・子育て支援事業計画」における数値を区分ごとに集計した数値とします。

なお、本県では、計画上不足分が発生している3号認定（0～2歳児）については、不足集計した際に区域ごとに不足分が明確になるよう、市町村域で充足している場合は、項目ごと、需要と提供内容を同数値として合計します。

令和11年度においても、地域によっては提供内容の不足が生じますが、市町村間の広域利用や、定員の弾力化等により、待機児童が発生しないよう市町村において利用調整を図ります。

また、教育・保育の需要に対する提供内容の不足分について、解消できるよう、保育士の確保に向けた取組など市町村の取組を支援します。

表の見方

計画年度(各4月1日時点)		①	1号認定	子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号による子どもの認定区分(以下①、②、③同じ)で満3歳以上小学校就学前の、教育を希望する(保育を必要としない)子ども
① 1号認定	量の見込み(需要)④	②	2号認定	満3歳以上小学校就学前の、家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども
	確保方策(利用定員)⑤			
	特定教育・保育施設 ⑥			
	確認を受けない幼稚園 ⑦			
	幼稚園+預かり保育 ⑧			
	過 不 足	③	3号認定	満3歳未満の、家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども
② 2号認定	量の見込み(需要)④	④	量の見込み(需要)	今後、教育・保育施設、事業所の利用が見込まれる児童数 現行の利用状況や今後の利用希望(アンケート等)を踏まえて市町村が推計
	確保方策(利用定員)⑤			
	特定教育・保育施設 ⑥			
	幼稚園+預かり保育 ⑧	⑤	確保方策(利用定員)	各施設・事業所の利用定員の合計
	企業主導型保育施設 ⑨			
	認可外保育施設 ⑩			
	過 不 足	⑥	特定教育・保育施設	市町村長の確認(施設設置者や事業者からの申請により、市町村長が子どもの認定区分ごとの利用定員を定めた上で、施設や事業所が給付費(委託料)の対象となることの確認、以下同じ。)を受けた幼稚園、保育所、認定こども園
③ 3号認定 0歳児	量の見込み(需要)④	⑦	確認を受けない幼稚園	市町村長の確認を受けない幼稚園(私学助成等を受ける幼稚園)
	確保方策(利用定員)⑤			
	特定教育・保育施設 ⑥			
	地域型保育事業所 ⑪			
	企業主導型保育施設 ⑨			
	認可外保育施設 ⑩			
	幼稚園接続保育 ⑫			
	過 不 足	⑧	幼稚園+預かり保育	幼稚園(特定養育・保育施設に該当しないものを含む。)における長時間・通年の預かり保育
③ 3号認定 1歳2歳児	量の見込み(需要)④	⑨	企業主導型保育施設	国が定める設置基準を満たした事業所内保育所で、従業員以外が利用できる地域枠の内、市町村の利用者支援の対象としたもの
	確保方策(利用定員)⑤			
	特定教育・保育施設 ⑥			
	地域型保育事業所 ⑪			
	企業主導型保育施設 ⑨			
	認可外保育施設 ⑩			
	幼稚園接続保育 ⑫			
	過 不 足	⑩	認可外保育施設	児童福祉法に基づく知事の認可を受けていない施設の内、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設
③ 3号認定 1歳2歳児	特定教育・保育施設 ⑥	⑪	地域型保育事業所	保育所より少人数単位で乳幼児を保育する事業所で、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所の4類型がある
	地域型保育事業所 ⑪			
	企業主導型保育施設 ⑨			
	認可外保育施設 ⑩			
	幼稚園接続保育 ⑫			
	過 不 足	⑫	幼稚園接続保育	幼稚園による0~満3歳未満児の受入れ

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（県全域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	9,281	8,994	8,693	8,453	8,266
	確保方策(利用定員)	B	10,797	10,618	10,413	10,210	10,169
	特定教育・保育施設		8,404	8,398	8,194	8,084	8,030
	確認を受けない幼稚園		2,298	2,128	2,128	2,034	2,047
	幼稚園＋預かり保育		95	92	91	92	92
	過不足	C=B-A	1,516	1,624	1,720	1,757	1,903
2号認定	量の見込み(需要)	D	30,983	29,956	28,751	27,725	26,989
	確保方策(利用定員)	E	34,797	34,183	33,810	33,376	33,069
	特定教育・保育施設		34,468	33,862	33,488	33,054	32,748
	幼稚園＋預かり保育		111	110	110	110	110
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		218	211	212	212	211
	過不足	F=E-D	3,814	4,227	5,059	5,651	6,080
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	2,992	3,009	3,012	3,021	3,019
	確保方策(利用定員)	H	2,954	2,998	3,004	3,012	3,008
	特定教育・保育施設		2,656	2,671	2,658	2,659	2,651
	地域型保育事業所		255	284	305	312	317
	企業主導型保育施設		30	29	30	30	30
	認可外保育施設		13	14	11	11	10
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	▲ 38	▲ 11	▲ 8	▲ 9	▲ 11
3号認定 1歳2歳児	量の見込み(需要)	J	13,956	13,742	13,844	13,784	13,742
	確保方策(利用定員)	K	13,927	13,734	13,843	13,783	13,741
	特定教育・保育施設		12,977	12,722	12,788	12,706	12,642
	地域型保育事業所		756	819	865	889	912
	企業主導型保育施設		82	82	82	82	82
	認可外保育施設		104	103	100	98	97
	幼稚園接続保育		8	8	8	8	8
	過不足	L=K-J	▲ 29	▲ 8	▲ 1	▲ 1	▲ 1

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（佐久圏域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	1,371	1,367	1,256	1,198	1,171
	確保方策(利用定員)	B	1,371	1,367	1,276	1,218	1,191
	特定教育・保育施設		1,237	1,237	1,146	1,087	1,060
	確認を受けない幼稚園		40	40	40	40	40
	幼稚園＋預かり保育		94	90	90	91	91
	過不足	C=B-A	0	0	20	20	20
2号認定	量の見込み(需要)	D	3,098	3,009	2,794	2,641	2,552
	確保方策(利用定員)	E	3,103	3,025	2,994	2,923	2,887
	特定教育・保育施設		3,067	2,989	2,958	2,887	2,851
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		36	36	36	36	36
	過不足	F=E-D	5	16	200	282	335
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	386	386	389	388	388
	確保方策(利用定員)	H	370	378	384	382	380
	特定教育・保育施設		351	356	362	360	358
	地域型保育事業所		12	15	15	15	15
	企業主導型保育施設		7	7	7	7	7
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	▲16	▲8	▲5	▲6	▲8
3号認定 1～2歳児	量の見込み(需要)	J	1,379	1,332	1,344	1,326	1,313
	確保方策(利用定員)	K	1,374	1,332	1,344	1,326	1,313
	特定教育・保育施設		1,297	1,247	1,251	1,233	1,220
	地域型保育事業所		45	53	61	61	61
	企業主導型保育施設		28	28	28	28	28
	認可外保育施設		4	4	4	4	4
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	L=K-J	▲5	0	0	0	0

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（上田圏域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	995	954	951	931	941
	確保方策(利用定員)	B	995	954	951	931	941
	特定教育・保育施設		824	813	810	804	801
	確認を受けない幼稚園		171	141	141	127	140
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	過不足	C=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(需要)	D	2,745	2,622	2,573	2,503	2,501
	確保方策(利用定員)	E	2,745	2,622	2,573	2,503	2,501
	特定教育・保育施設		2,713	2,590	2,541	2,471	2,469
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		32	32	32	32	32
	過不足	F=E-D	0	0	0	0	0
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	386	384	382	381	379
	確保方策(利用定員)	H	386	384	382	381	379
	特定教育・保育施設		347	345	343	342	340
	地域型保育事業所		39	39	39	39	39
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	量の見込み(需要)	J	1,377	1,408	1,412	1,406	1,402
	確保方策(利用定員)	K	1,377	1,408	1,412	1,406	1,402
	特定教育・保育施設		1,266	1,297	1,301	1,295	1,291
	地域型保育事業所		102	102	102	102	102
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		9	9	9	9	9
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	L=K-J	0	0	0	0	0

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（諏訪圏域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	386	370	359	346	333
	確保方策(利用定員)	B	547	544	553	548	548
	特定教育・保育施設		547	544	553	548	548
	確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	過不足	C=B-A	161	174	194	202	215
2号認定	量の見込み(需要)	D	3,063	2,994	2,801	2,675	2,654
	確保方策(利用定員)	E	4,506	4,404	4,446	4,439	4,433
	特定教育・保育施設		4,506	4,404	4,446	4,439	4,433
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	過不足	F=E-D	1,443	1,410	1,645	1,764	1,779
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	193	191	188	185	181
	確保方策(利用定員)	H	190	188	185	182	178
	特定教育・保育施設		160	158	156	153	149
	地域型保育事業所		23	23	23	23	23
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		7	7	6	6	6
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	▲3	▲3	▲3	▲3	▲3
3号認定 1～2歳児	量の見込み(需要)	J	1,009	1,015	1,023	1,004	986
	確保方策(利用定員)	K	1,009	1,015	1,022	1,003	985
	特定教育・保育施設		944	951	957	938	920
	地域型保育事業所		44	44	44	44	44
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		21	20	21	21	21
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	L=K-J	0	0	▲1	▲1	▲1

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（上伊那圏域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	223	176	175	169	166
	確保方策(利用定員)	B	224	180	180	170	175
	特定教育・保育施設		223	178	179	169	174
	確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0
	幼稚園＋預かり保育		1	2	1	1	1
	過不足	C=B-A	1	4	5	1	9
2号認定	量の見込み(需要)	D	3,396	3,219	3,082	2,972	2,876
	確保方策(利用定員)	E	3,396	3,219	3,082	2,972	2,876
	特定教育・保育施設		3,391	3,215	3,078	2,967	2,871
	幼稚園＋預かり保育		2	1	1	1	1
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		3	3	3	4	4
	過不足	F=E-D	0	0	0	0	0
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	181	186	184	190	189
	確保方策(利用定員)	H	181	186	184	190	189
	特定教育・保育施設		174	179	177	180	179
	地域型保育事業所		6	6	6	9	9
	企業主導型保育施設		1	0	1	1	1
	認可外保育施設		0	1	0	0	0
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	量の見込み(需要)	J	1,379	1,326	1,343	1,335	1,323
	確保方策(利用定員)	K	1,379	1,326	1,343	1,335	1,323
	特定教育・保育施設		1,361	1,308	1,325	1,317	1,305
	地域型保育事業所		12	12	12	12	12
	企業主導型保育施設		4	4	4	4	4
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	幼稚園接続保育		2	2	2	2	2
	過不足	L=K-J	0	0	0	0	0

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（飯田圏域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	295	288	283	276	268
	確保方策(利用定員)	B	295	288	283	276	268
	特定教育・保育施設		295	288	283	276	268
	確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	過不足	C=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(需要)	D	2,763	2,696	2,613	2,543	2,431
	確保方策(利用定員)	E	2,763	2,696	2,613	2,543	2,431
	特定教育・保育施設		2,753	2,689	2,605	2,535	2,423
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		10	7	8	8	8
	過不足	F=E-D	0	0	0	0	0
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	325	318	313	308	304
	確保方策(利用定員)	H	319	318	313	308	304
	特定教育・保育施設		310	309	304	299	295
	地域型保育事業所		9	9	9	9	9
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	▲6	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	量の見込み(需要)	J	1,332	1,271	1,243	1,213	1,196
	確保方策(利用定員)	K	1,332	1,271	1,243	1,213	1,196
	特定教育・保育施設		1,258	1,196	1,173	1,140	1,125
	地域型保育事業所		70	70	66	70	68
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		4	5	4	3	3
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	L=K-J	0	0	0	0	0

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（木曽圏域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	19	21	19	21	18
	確保方策(利用定員)	B	19	21	19	21	18
	特定教育・保育施設		19	21	19	21	18
	確認を受けない幼稚園						
	幼稚園＋預かり保育						
	過不足	C=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(需要)	D	255	225	198	187	182
	確保方策(利用定員)	E	279	250	231	221	221
	特定教育・保育施設		279	250	231	221	221
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	過不足	F=E-D	24	25	33	34	39
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	17	20	20	20	19
	確保方策(利用定員)	H	17	20	20	20	19
	特定教育・保育施設		17	20	20	20	19
	地域型保育事業所		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	量の見込み(需要)	J	94	89	85	84	83
	確保方策(利用定員)	K	94	89	85	84	83
	特定教育・保育施設		94	89	85	84	83
	地域型保育事業所		0				
	企業主導型保育施設		0				
	認可外保育施設		0				
	幼稚園接続保育		0				
	過不足	L=K-J	0	0	0	0	0

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（松本圏域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	2,221	2,145	2,073	2,004	1,933
	確保方策(利用定員)	B	2,398	2,306	2,285	2,268	2,249
	特定教育・保育施設		2,111	2,159	2,138	2,121	2,102
	確認を受けない幼稚園		287	147	147	147	147
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	過不足	C=B-A	177	161	212	264	316
2号認定	量の見込み(需要)	D	6,850	6,700	6,554	6,415	6,269
	確保方策(利用定員)	E	7,202	7,183	7,143	7,119	7,095
	特定教育・保育施設		7,084	7,067	7,027	7,004	6,981
	幼稚園＋預かり保育		5	5	5	5	5
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		113	111	111	110	109
	過不足	F=E-D	352	483	589	704	826
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	459	473	479	485	491
	確保方策(利用定員)	H	446	473	479	485	491
	特定教育・保育施設		322	329	315	316	317
	地域型保育事業所		117	137	157	162	167
	企業主導型保育施設		7	7	7	7	7
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	▲ 13	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	量の見込み(需要)	J	2,834	2,832	2,891	2,930	2,974
	確保方策(利用定員)	K	2,810	2,824	2,891	2,930	2,974
	特定教育・保育施設		2,409	2,380	2,404	2,423	2,447
	地域型保育事業所		362	405	448	468	488
	企業主導型保育施設		14	14	14	14	14
	認可外保育施設		25	25	25	25	25
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	L=K-J	▲ 24	▲ 8	0	0	0

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（大町圏域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	152	149	141	137	135
	確保方策(利用定員)	B	162	174	166	162	162
	特定教育・保育施設		162	174	166	162	162
	確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	過不足	C=B-A	10	25	25	25	27
2号認定	量の見込み(需要)	D	697	646	642	614	606
	確保方策(利用定員)	E	718	706	689	670	661
	特定教育・保育施設		614	602	585	566	557
	幼稚園＋預かり保育		104	104	104	104	104
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	過不足	F=E-D	21	60	47	56	55
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	52	52	52	52	51
	確保方策(利用定員)	H	52	52	52	52	51
	特定教育・保育施設		41	35	35	35	34
	地域型保育事業所		11	17	17	17	17
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	量の見込み(需要)	J	295	289	286	291	291
	確保方策(利用定員)	K	295	289	286	291	291
	特定教育・保育施設		272	253	250	255	248
	地域型保育事業所		17	30	30	30	37
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	幼稚園接続保育		6	6	6	6	6
	過不足	L=K-J	0	0	0	0	0

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（長野圏域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	3,402	3,289	3,183	3,102	3,033
	確保方策(利用定員)	B	4,334	4,332	4,249	4,168	4,168
	特定教育・保育施設		2,764	2,762	2,679	2,678	2,678
	確認を受けない幼稚園		1,570	1,570	1,570	1,490	1,490
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	過不足	C=B-A	932	1,043	1,066	1,066	1,135
2号認定	量の見込み(需要)	D	6,982	6,815	6,596	6,428	6,239
	確保方策(利用定員)	E	8,522	8,522	8,513	8,493	8,478
	特定教育・保育施設		8,498	8,500	8,491	8,471	8,456
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		24	22	22	22	22
	過不足	F=E-D	1,540	1,707	1,917	2,065	2,239
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	871	884	897	914	923
	確保方策(利用定員)	H	871	884	897	914	923
	特定教育・保育施設		823	836	848	865	874
	地域型保育事業所		33	33	34	34	34
	企業主導型保育施設		15	15	15	15	15
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	量の見込み(需要)	J	3,764	3,729	3,800	3,807	3,817
	確保方策(利用定員)	K	3,764	3,729	3,800	3,807	3,817
	特定教育・保育施設		3,622	3,587	3,657	3,663	3,673
	地域型保育事業所		86	86	87	88	88
	企業主導型保育施設		36	36	36	36	36
	認可外保育施設		20	20	20	20	20
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	L=K-J	0	0	0	0	0

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（北信圏域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	217	235	253	269	268
	確保方策(利用定員)	B	452	452	451	448	449
	特定教育・保育施設		222	222	221	218	219
	確認を受けない幼稚園		230	230	230	230	230
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	過不足	C=B-A	235	217	198	179	181
2号認定	量の見込み(需要)	D	1,134	1,030	898	747	679
	確保方策(利用定員)	E	1,563	1,556	1,526	1,493	1,486
	特定教育・保育施設		1,563	1,556	1,526	1,493	1,486
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	過不足	F=E-D	429	526	628	746	807
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	122	115	108	98	94
	確保方策(利用定員)	H	122	115	108	98	94
	特定教育・保育施設		111	104	98	89	86
	地域型保育事業所		5	5	5	4	4
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		6	6	5	5	4
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	量の見込み(需要)	J	493	451	417	388	357
	確保方策(利用定員)	K	493	451	417	388	357
	特定教育・保育施設		454	414	385	358	330
	地域型保育事業所		18	17	15	14	12
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		21	20	17	16	15
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	L=K-J	0	0	0	0	0

イ 認可・需給調整に関する基本的な考え方

- 県は、認可・認定の申請をした認定こども園・保育所が適格性、認可基準を満たす場合は原則として認可・認定を行います。

ただし、当該認定こども園・保育所が所在する認定区域における教育・保育の確保方策の数値（確認を受けない幼稚園を含む）が県計画で定める量の見込みに達している場合は、必要に応じて需給調整（新たな認可等の制限）を行います。

ウ 幼稚園が認定こども園に移行する場合の需給調整

- 県は、認定こども園への移行を推進する立場から、確保方策の数値が量の見込みに達していることにより、新たな認定こども園の設置が制約を受けないよう、量の見込みに上乗せする「県計画で定める数」を設定する必要があります。

「県計画で定める数」は、幼稚園から認定こども園への移行希望や幼稚園の設置状況を勘案して、区域ごとに下記のとおり定めます。

県計画で定める数（幼稚園から認定こども園に移行する場合）（単位：人）

区域名	構成市町村	上乗せ数値
佐 久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町	250
上 田	上田市、東御市、長和町、青木村	150
諏 訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	100
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	0
飯 田	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	0
木 曽	上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村	0
松 本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	400
大 町	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	0
長 野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村	400
北 信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	0
県 計		1300

の県内定着を促進します。また、本貸付金の積極的な活用が図られるよう、周知の強化を図ります。

【修学資金等貸付実績と県内就職者(人)】					
	R2	R3	R4	R5	R6
修学資金	175	158	142	99	121
上記のうち県内保育所就職者	146(R4)	123(R5)	104(R6)		
潜在保育士保育料	13	7	7	6	8
潜在保育士就職準備金	13	11	10	3	6
R3、R4の修学資金貸与者の一部は現在在学中					

- 保育士・保育所等実態調査（令和5年度実施）において、退職を考える理由の上位に「仕事が多い」「労働時間が長い」が占めており、処遇改善だけでなく、職場環境の改善が喫緊の課題となっています。このため、市町村等と連携し、保育現場における ICT 化の推進や保育補助者等の積極的活用による保育士の負担軽減をさらに推進するとともに、保育所の管理者向けのマネジメント研修を開催し、保育士の定着を図ります。

オ 人口減少が著しい地域における保育機能の確保・強化

〈現状と課題〉

- 人口減少が著しい地域においては、今後、少子化の影響を大きく受けることから、1号、2号認定（3歳以上児）を中心に、量の見込みが確保方策を大きく下回る（定員割れ）教育・保育施設の増加が見込まれます。
- 定員充足率が下がることで、安定的な運営や集団保育が困難になる施設が生じる可能性があります。

〈施策の方向性〉

- 教育・保育施設は、子どもの安全な心身の発達を図り、保護者が安心して子育てをしながら働くためになくてはならない施設であることに加え、子育て家庭の支援を行う重要な施設です。
- 地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の市町村が行う計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進めます。
- 教育・保育施設の多機能化については、先行事例や多機能化等の効果や課題等の情報を関係機関に提供するなど、市町村等が行う取組を支援します。

カ 信州やまほいく(信州型自然保育)の普及について

〈現状と課題〉

- 平成 27 年 4 月に全国に先駆けて、信州の豊かな自然環境や地域資源を活用した屋外での体験活動を行う園を県が独自の基準で認定する「信州型自然保育（愛称：信州やまほいく）認定制度」を制定しました。
- 信州の自然保育は、子どもが生来持っている「自ら学び成長しようとする力」が自然や地域での体験活動を通じて育まれることを大切にするものであり、自然の中で思う存分に活動することで、将来の自立した人生につながる自己肯定感と自信が育まれることを期待するものです。
- 自然保育のさらなる普及のためには、各種啓発事業を行い、社会的認知と信頼性の向上を図り、保護者や保育者、一般への自然保育の理解度を高めることが必要です。
- 子育て世代や保育者の移住の促進につなげるため、信州型自然保育の認知度の向上など、今後も積極的な情報発信が必要です。
- 自然保育を行う園に通う子どもの豊かな成長が保障され、県内各地に自然保育が普及するためには自然保育の質の向上と専門性の高い人材の確保が不可欠です。

〈施策の方向性〉

- 長野県の豊かな自然と温かな地域の中で、幼児期の子どもの意欲、興味、関心、創造性、コミュニケーション能力といった非認知能力や豊かな人間性、体力といった「人間力の基本」となる「生きる力」を育み、また自然保育の社会的信頼性の向上を図ることにより、「子育て先進県ながの」の特色ある保育・幼児教育を確立し、県内外に普及させます。
- 所得にかかわらず自然保育を受ける機会を確保するため、認定園のうち認可外保育施設を利用し、国の幼児教育無償化の対象とならない世帯の保育料を支援します。
- 認定団体の保育環境の向上のため、公的助成のない団体（認可外保育施設）へ職員の処遇向上を目的とした人件費の助成及び自然保育活動を行う団体に対する助成を行います。
- 認定団体が自然保育についての理解や経験を実践的に深めることができるよう、認定団体のニーズに応じた選択型研修を実施します。
- 自然保育ポータルサイト「信州やまほいくの郷」の運用やセミナー等を通して、信州型自然保育の周知及び県内外の子育て世代や保育者への積極的な情報発信を行います。

キ 幼児教育支援センターの設置

〈現状と課題〉

- 公私や園種を越え、県内全ての施設における質の高い幼児教育を実現するため、平成 31 年 4 月に信州幼児教育支援センターを設置しました。めざす子ども像「笑顔かがやき、夢中になって遊ぶ子ども」（「信州幼児教育振興指針」平成 31 年 3 月策定）を合言葉に、研修機会の確保や幼保小接続の推進、保育実践の質の向上等に寄与する取組を展開しています。

〈施策の方向性〉

- センター長に、県立大学こども学科長を登用するなど、大学や保育現場の知見を取り入れた「オールながの」の運営体制により、センター事業を常に改善していきます。
- 園種を越えて保育者の資質向上を図るための支援として、フィールド研修を実施します。質の高い幼児教育を展開する園を会場に学び合うことで、受講者が自園に戻り、園内研修をリードし、全ての保育者の資質向上を図ります。
- 改訂を進めてきた保育者育成指標を活用して研修の見直しを行い、フィールド研修を核に、スリムでキャリアアップ効果の高い研修体系の普及を図ります。
- 幼児期における教育・保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であることから、幼児期の教育から小学校教育へ子どもたちの健やかな育ちや学びをつなげるための幼保小接続カリキュラムの開発を支援します。
- 家庭との「共育て」を合言葉に、子どもの育ちを家庭と共有できるよう、家庭の保育・幼児教育への理解を図る取組を進めます
- 県内各地域の園が、進んで研修を企画したり、近隣地域の園同士で協働して研修を実施したりする地域自走型の研修体制を構築するために、幼児教育推進リーダー会議を設置したり、地域の核となるミドルリーダーを育成する研修を実施します。

ク 幼児教育アドバイザーの育成・配置

〈現状と課題〉

- 保育者の専門性を高める研修は、目の前にいる子どもたちの保育に生かされてこそであり、園内研修の充実を図るため、保育専門相談員や私学振興専門員、指導主事等（以下、「幼児教育アドバイザー」）が相談・助言等を行う訪問支援を充実させる必要があります。

アドバイザーの訪問先

保育専門相談員：保育所、認定こども園等
保育専門推進員：同上
幼保連携推進員：同上
私学振興専門員：私立幼稚園・認定こども園等
指導主事：公立幼稚園・認定こども園等

長野県ではこれまで、園訪問支援が左表のように行われてきており、保育専門相談員と私学振興専門員が兼務する等、園種を越えた支援を行っています。これらのアドバイザー

の連携によって、保育の現状を整理し、訪問支援をより一層充実させていくことが求められています。

- 幼児教育・保育の無償化が開始され、さらなる幼児教育の質の向上が求められる中で、教員の資質向上に向けた取組として教員研修の一層の充実が求められています。また、保育士及び保育教諭についても同様に、教育・保育の内容の充実と質の向上が求められています。

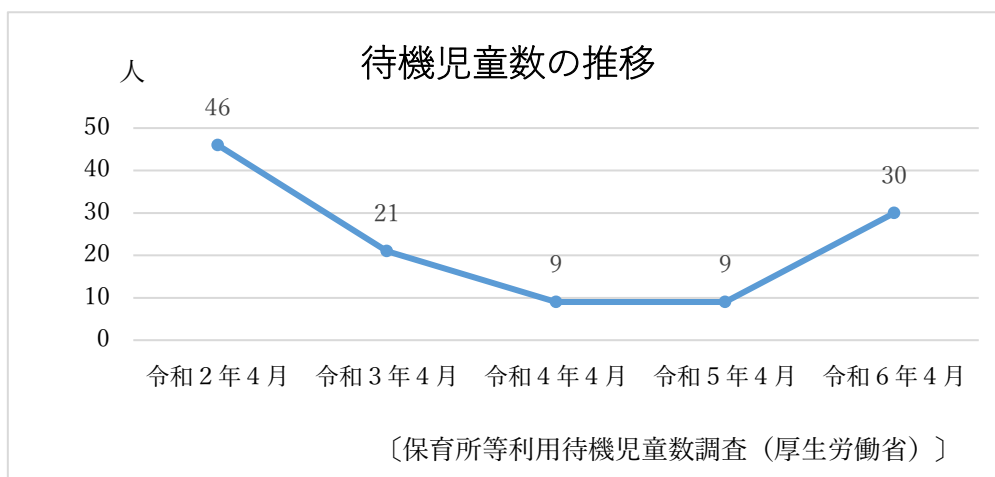
〈施策の方向性〉

- 園内研修の充実に向け、幼児教育アドバイザーの質の向上、人員の増員等、研修支援体制の強化を図ります。
- 様々な立場のアドバイザーが行っている訪問支援における指導助言内容等を共有した上で、指導内容の見直しを行い、アドバイザーの指導力の向上を図ります。

エ 待機児童の状況

〈現状と課題〉

- 県内の待機児童数は、平成30年の101人をピークに減少していましたが、令和6年4月1日時点では30人と再び増加しています。
- 新型コロナウイルスの5類移行に伴う雇用環境の改善による3歳未満児の保育ニーズの増加や保育士不足による利用定員の減少等が要因と考えられます。
- 3歳未満児の保育ニーズは、少子化による子どもの数の減少が見込まれる一方、保育料の無償化や軽減策の充実及び深刻化する人手不足等により、当面ゆるやかに増加していく見通しであることから、保育の受け皿不足や保育士不足の深刻化により、待機児童が増加するという状況も懸念されます。



〈施策の方向性〉

- 平成29年度から開始した「保育士人材バンク」について、令和6年度から「保育士・保育所支援センター」に改称し、新たに潜在保育士の復職の伴走支援等を行う「保育士キャリアアドバイザー」を配置して、保育士の就業マッチングや潜在保育士の復職支援体制の強化を行いました。今後は、保育士養成校と連携した新卒保育士の確保に係る取組や、各種研修の充実等により、保育士不足に起因する待機児童の抑制を図ります。

【保育士・保育所支援センター実績】					
※R5までは保育士人材バンクの名称で運営					
	R元	R2	R3	R4	R5
マッチング数	82	46	42	22	39
うち待機児童発生市町村マッチング数	25	21	29	9	13

- 保育士養成施設への入学者に条件付返済免除型の就学資金等を貸与することにより、県内保育所等への就職者を安定的に確保するとともに新卒保育士

ケ 外国につながる幼児への支援・配慮

〈現状と課題〉

- 外国につながる幼児等、配慮の必要な子どもへの支援として、支援員の派遣等の対応が考えられますが、保育者は、どう支援してよいかと不安を抱きながら保育をしている傾向がみられます。専門家からのアドバイスを受けながら、自立に向けた支援の方向について長期的なビジョンをもって保育を行うことが必要になってきています。
- 外国につながる幼児への個別対応を充実させるだけでなく、多様性を認め合う集団の中で共に育ち合う保育を実現していく必要があります。

〈施策の方向性〉

- 専門的な機関と連携を図りながら、子どもの特性に応じた支援を行いつつ、友達と共に育ち合う保育が実現するように努めます。
- 日本語教育の充実、生活支援の充実等を推進するため、県に多文化共生推進本部（仮称）を設置し、支援体制の充実を図ります。

コ 仕事と子育ての両立（ワークライフバランス）の推進

〈現状と課題〉

- 令和5年の長野県における一般労働者の総実労働時間は1962.0時間で、全国平均と同一時間となっています。また、年次有給休暇の取得率は61.2%となっています。
- 仕事と家庭生活の調和が図られるために、労働者の希望に応じて柔軟な働き方ができることが有効です。多様な働き方を導入している事業所は75.6%となりますが、そのうち、短時間正社員制度を導入している事業所は56.4%、フレックスタイム制度を導入している事業所は41.6%に留り、県内企業においてさらなる導入を進めることが必要です。
- 共働き世帯が増加し、女性の就業率も特に子育て世代で大きく上昇したことから子育て世代の女性における有業率の低さ、いわゆるM字カーブは解消されつつありますが、20代後半をピークに正規雇用率が低下するいわゆるL字カーブは解消されていません。また、男性においては育児休業取得率が36.7%に留まっています。
- これまでの取組により、ワークライフバランスが推進されてきていますが、より一層、子育てを当たり前にできる働き方に変えていくことが必要です。

〈施策の方向性〉

子育てを行う労働者が男女ともに家庭での時間を確保し、子どもと向き合うためには、企業においては多様で柔軟な働き方を導入するほか、仕事の見直しや省力化の推進等により、ワークライフバランスの実現を図り、労働者においても、すべての世代の理解と協力により、多様な働き方の実践や男性の育児休業取得の促進などを一層広げていくことが重要です。

- 行政、企業や地域、そして県民一人ひとりが具体的な行動を起こすための羅針盤となる「信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年のNAGANO～」及び「私のアクション！未来のNAGANO 創造県民会議」の構成団体等と連携した取組を推進します。
- 働きやすい職場環境づくりの取組を企業のトップが宣言する「社員の子育て応援宣言」の登録促進を図ります。
- 男性の育児休業取得者がいた企業へ「パパ育休応援奨励金」を支給するとともに、育児休業が取得しやすい職場環境の整備に向けた伴走支援を行います。
- 多様な働き方ができる企業を認証する「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の普及を図るとともに、県主催イベントへの優先参加枠を設定する等、インセンティブを付与することにより、認証取得を促進します。
- 県の職場環境改善アドバイザーの企業訪問により、短時間正社員制度やフ

レックスタイム制度などの多様な勤務制度の導入や長時間労働の縮減を働きかけます。

- 事業主、労働者及び県民を対象にした労働教育講座の開催により、働きやすい職場環境づくりに関する広報啓発を行います。

サ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室

〈現状と課題〉

- 長野県内の小学校児童数はゆるやかな減少傾向にありますが、女性の就業率の上昇や子育て家庭のニーズの多様化を背景に放課後児童クラブの登録児童数は増加傾向にあり、県内の放課後児童クラブの待機児童数は、令和6年5月1日時点で6人となっています。
- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が、放課後や長期休暇に安心して仲間と遊び、生活できる場である放課後児童クラブの整備・充実を図る必要があります。
- また、共働き家庭等に限らず全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を提供できるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携した実施を推進する必要があります。

〈施策の方向性〉

○ 放課後児童クラブの設置・運営に関する支援

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び生活できる場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行うことで、待機児童の抑制及び、支援の単位当たりの児童数の適正化を図ります。

○ 放課後子ども教室の設置・運営に関する支援

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、保護者の就労等の状況にかかわらずさまざまな体験活動や地域住民との交流等を行う「放課後子ども教室」を実施する市町村に対し支援を行います。

○ 放課後児童支援員の認定資格研修の実施

放課後児童支援員として必要な知識・技能を修得し、支援員となるための研修を実施します。

○ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の職員を対象とした研修

放課後児童クラブ支援員等や放課後子ども教室の関係者を対象として、放

課後子ども教室と児童クラブの一体的な推進や児童との接し方、児童の安全管理、特別な配慮を必要とする児童への対応等の知識や技術の向上及び、関係者間の情報交換・情報共有を図るため、年2回の研修会を開催します。

- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局との連携及び特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
市町村が実施する放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携等、放課後対策を総合的に進めるため、「放課後児童対策推進委員会」を運営します。

シ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

〈現状と課題〉

- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、子どものための教育・保育給付を受けていない0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前子どもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子どもと保護者の心身の状況および養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- 本制度は、子どもの成長の観点から、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的としているため、保護者の保育を必要とする事由（就労要件等）を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で時間単位等の利用が可能な制度です。
- 本制度は、令和6年度から試行的事業として県内でも一部市町において実施されており、令和7年度は「子ども・子育て支援法」の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施されます。令和8年度からは「子ども・子育て支援法」に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されることとなっており、今後、利用可能枠の在り方や人員配置、設備運営基準、手引きの作成等の検討事項について、国において議論が進められています。

〈施策の方向性〉

- 今後の国の動向を注視し、本格実施に向けて市町村が条例制定・認可・確認手続き等円滑に事業を実施できるよう必要な情報を提供していきます。
- 市町村における試行等の実施状況を踏まえて、実施する全ての施設において、利用を希望する全てのこどもたちが、安全で安心して利用でき、健やかに成長できる環境が整備されるよう、制度の周知や研修会の開催など、県として必要な支援を行います。

延べ人数（単位：人日）

【県全域】			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(需要)	A	2,652	5,964	5,880	5,952	5,964
	確保方策(利用定員)	B	2,604	6,468	6,444	6,528	6,576
	過不足	C=B-A	▲ 48	504	564	576	612
1歳児	量の見込み(需要)	A	3,120	8,064	7,944	8,136	8,112
	確保方策(利用定員)	B	3,048	7,920	7,860	8,088	8,100
	過不足	C=B-A	▲ 72	▲ 144	▲ 84	▲ 48	▲ 12
2歳児	量の見込み(需要)	A	3,084	7,776	7,632	7,692	7,536
	確保方策(利用定員)	B	3,408	7,692	7,608	7,692	7,560
	過不足	C=B-A	324	▲ 84	▲ 24	0	24